

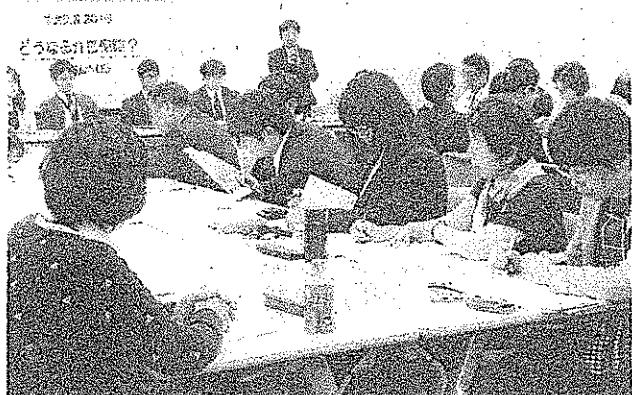
5/11
日曜

「介護保険の対象外」検討

膨らむ介護給付費を抑えるため、介護の必要度が比較的低い「要介護1、2」の人を対象にした生活援助サービスの見直しが、厚生労働省社会保障審議会で議論されている。ヘルパーによる掃除や洗濯などを介護保険の対象から外す内容で、高齢者が援助を受けて自宅で暮らすことが難しくなったり、介護離職せざるを得ない家族が増えたりする恐れもある。(出口有紀)

膨らむ介護給付費を抑えるため、介護の必要度が比較的低い「要介護1、2」の人を対象にした生活援助サービスの見直しが、厚生労働省社会保障審議会で議論されている。ヘルパーによ

「要介護1、2」の生活援助サービス見直し



生活援助サービスの見直しに疑問の声を上げる集会の参加者ら=東京都千代田区の参議院議員会館で

掃除や食事の準備などの生活援助。着替えや食事、トイレ、入浴などの身体介護は対象外だ。二月から同審議会の部会で議論され、厚労省は「〇一八年度からの制度改正を目指す。改正の背景にあるのは、介護保険料の高騰。二五年度には全国平均で月額八千百六十円になると予測さ

れており、厚労省振興課担当者は「要介護の認定率が高まる七十五歳以上の人口は今後十年で五百万人ほど増える見込みで、給付の範囲をしつかり議論する必要がある」と説明する。どの程度の削減効果があるか今後も検討する。

しかし、サービスの削減方針に、介護現場では不安が広がっている。

「認知症の人は、ちょっとした援助があれば自宅で一人暮らしできる。生活援助がなくなれば、自宅で暮らせなくなる人が激増するのではないか」と指摘した。

しかし、どこに何があるか分からない状態になつた。掃除のサービスを受けるが、このだわりが強く、自分のものに触られることを嫌がり、片付けは進まなかつたが、二年半かけて信頼関係を築いた。

生活援助サービスがなくなりた場合、本人の自己負担で清掃業者に依頼することはできる。しかし、男性は「ヘルパーは、日々変わった本人の不安な気持ちを聞きながら動いている。精神疾患や認知症の専門知識がない。施設に入れなければ介護離職する人も増えてしまう」と訴える。

のケアマネジャー斎藤則子さん(左)は危ぶむ。認知症を患い、市内の自宅で暮らす六十代男性は「要支援1」だった二年前から、配食のサービスを受けている。玄関先に置かれただ弁当を食卓へ運べなくなつたために、ヘルパーが促して食べ忘れを防いでいる。一緒に洗濯や掃除もして、できただけ自分の力を使って、生活ができるよう手

助けしてきた。生活援助サービスがカットされば、ヘルパーはこうした支援ができなくなる。

18年度から給付費の増大抑制へ

「要介護1、2でも、認知症の人は妄想を抱えたり、昼夜逆転の生活になつたりする。活動も激しく、在宅で苦勞しながらケアしている人はたくさんいる」

四月に東京の参議院議員会館であつた介護保険制度改革を考える集会。埼玉県新座市の認定NPO法人「暮らしネット・えん」の代表理事、小島美里さん(左)はこう指摘した。

法人は、訪問介護を利用する高齢者百三十人を抱える。小島さんは「生活援助は、介護状態になって崩れた暮らしを立て直

「家族の離職増えてしまう」

すこと。単に部屋をきれいにする家政婦や民間の家事サービスとは違つ。「みだらけの家では介護や在宅医療の質も下がる」と強調する。

集会は、介護保険政策に詳しい市民団体「市民福祉情報オフィス・ハスカップ」(東京都文京区)が企画し、関係者八十人が参加。団体を主宰する小竹雅子さん(左)は「暮らしの支援を切つて在宅介護が成立するわけがない。施設に入れなければ介護離職する人も増えてしまう」と訴える。

斎藤さんは「ヘルパーは、日々変わった本人の不安な気持ちを聞きながら動いている。精神疾患や認知症の専門知識がなければ対応できないケー

スがある」と話す。